

# 法人向け 保険商品の

## ご検討に際して ご留意いただきたいこと

明治安田

- この資料は、「商品パンフレット」、「保険設計書(契約概要)」の補助資料であり、支払事由や制限事項のすべてを記載したものではありません。保険商品をご検討いただく際には、「商品パンフレット」、「保険設計書(契約概要)」を必ずご確認ください。なお、ご契約の際には、「保険設計書(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。特定保険契約の場合は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼コンセプトパンフレット」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。
- 生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。
- 「商品パンフレット」、「保険設計書(契約概要)」などを希望される場合には、お客さまの取扱担当者にお申し出いただくか、最寄りのお客さま窓口にご請求ください。
- 個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。

担当者

明治安田生命保険相互会社  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
TEL 03-3283-8111(代表)  
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>  
募Ⅱ2302248営企 00589

税務の取扱い等については、令和元年6月28日付「課法2-13 課審6-10 査調5-3 法人税基本通達等の一部改正について(法令解釈通達)」、令和3年6月25日付「課個3-9 課法11-22 課審5-2 所得税基本通達の制定についての一部改正について(法令解釈通達)」等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合もございます。

明治安田



### 当社では、「保障」等を重視した募集を行なっております。

法人向け保険商品のご加入にあたって、以下の点を確認のうえでお申込みください。

なお、保険本来の趣旨を逸脱する行為を主たる目的とするような保険契約へのお申込みやご加入後の手続きはおすすめしていません。

1

法人向け保険は、被保険者さまに万一のことがあった場合、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための、「保障」等を目的とする商品です。

※お客さまニーズとの関係については、設計書やパンフレット等でもご確認ください。

2

「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入され、原則、課税される金額は同額となり、**節税効果はありません**。法人から役員等への名義変更についても、原則、**節税効果はありません**。

3

保険本来の趣旨を逸脱する行為、例えば、「保険料の損金算入や課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮」を主たる目的とする保険加入や名義変更等は、**税務署等からも租税回避行為と認識される可能性がある**ことから、おすすめしていません。

ご加入時

ご加入後

4

保険会社は、法令に基づく税務署等からの照会に対して、保険契約の内容に関する情報を提供します。

## ご加入時

保険本来の趣旨を逸脱するようご加入を防止する観点から **以下を主たる目的とする提案はいたしません**

### 法人税額の軽減

- 課税時期の繰り延べによる法人税額の圧縮 (利益の繰り延べ)
- 「30万円特例<sup>\*</sup>」を利用した「全額損金算入」による租税回避 など

### 法人から役員等への資金移転

- 個人負担を抑えながら資金を法人から個人に移転することを主たる目的とするプラン など

### その他、短期の中途解約や払済保険への変更、名義変更など

- 利益がでている期間のみ保険料を支払うことで会社の利益を調整する など

#### ※「30万円特例」とは

2019年7月8日以降に契約した保険期間3年以上の契約について、最高解約返戻率が50%超70%以下の場合、保険期間の開始から前半40%期間は保険料の40%を資産計上・60%を損金算入することと定められているが、被保険者一人あたりの年換算保険料相当額(保険期間中における支払保険料の総

額を保険期間の年数で除した金額)が30万円以下(他社も含め定期保険等の契約が2件以上ある場合は、それぞれの年換算保険料相当額の合計額が30万円以下)、かつ最高解約返戻率が70%以下の定期保険等は、期間の経過に応じて損金算入することが認められる【法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2】

## ご加入後

保険本来の趣旨を逸脱するようなお手続きを防止する観点から **以下の対応を行なっています**

### 失効後の請求権の消滅

失効後、失効取消や復活、解約手続きを行なわないまま所定の期間が経過した場合、約款の規定により請求権が消滅し、原則としてご解約のお手続きをお受けできなくなります。失効後は、速やかに失効取消、復活、解約のお手続きをご検討ください

### 支払調書の発行 (個人への名義変更後)

- **契約者貸付後の内容変更(払済保険への変更や減額、解約)など**  
契約者貸付制度のご利用により貸付金をお支払いした後、内容変更(払済保険への変更や減額、解約)などにより所定の契約者貸付金精算となる場合、債務消滅前の支払金額をもとに支払調書を発行いたします
- **減額に伴う返戻金の発生時など**  
所定の要件に該当した場合、減額により発生した返戻金額をもとに支払調書を発行します。また年複数回の減額手続きが行なわれた場合、通算金額を持って「1回に支払うべき金額」として支払調書を発行する場合があります

### 各種変更手続き (契約者変更など)

租税回避行為とみられる名義変更(契約者変更)などは、お受けできません

**保険本来の趣旨を逸脱する可能性の高いお手続きとみなされる場合には、お手続きをご遠慮いただく、もしくは、保険本来の趣旨を逸脱していない旨のご確認をさせていただく場合がございます**